

産業廃棄物行政と政策手段としての税の

在り方に関する中間的な論点整理

平成15年9月

産業廃棄物行政と政策手段としての
税の在り方に関する検討会

産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会委員

(五十音順、敬称略)

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 飯野 靖四 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 植田 和弘 | 京都大学大学院経済学研究科教授 |
| 碓井 光明 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 大塚 元一 | 社団法人全国産業廃棄物連合会専務理事 |
| 大庭 清明 | 北九州市環境局長 |
| 川島 秀光 | 社団法人日本建設業団体連合会建設副産物専門部会専門委員 |
| ◎ 小早川 光郎 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 神野 直彦 | 東京大学大学院経済学研究科教授 |
| 高橋 秀夫 | 社団法人日本経済団体連合会環境・技術本部長 |
| 長谷川 寛 | 三重県環境部長 |
| 細田 衛士 | 慶應義塾大学経済学部長 |
| 三本 守 | 社団法人全国産業廃棄物連合会理事 |
| 森口 祐一 | 独立行政法人国立環境研究所資源管理研究室長 |

(◎：座長)

産業廃棄物行政と政策手段としての税の 在り方に関する中間的な論点整理

1 はじめに

- 産業廃棄物の処理に関しては、平成12年の廃棄物処理法改正以降、排出事業者責任が強化され、排出事業者責任の下での適正な処理の確保に向けた施策が産業廃棄物行政を担当する都道府県及び保健所設置市（以下、都道府県等）並びに国においてそれぞれ進められてきているところであるが、確実かつ適正な処理を実現していくため、さらに排出抑制、再使用、再生利用などによる産業廃棄物の減量化、産業廃棄物処理業者の優良化、優良な処理施設設置の円滑化などを進めていく必要がある。
- このような中で、平成12年4月1日から施行された地方分権一括法による地方税法改正によって、課税自主権の尊重、活用を図る観点から法定外目的税が創設され、具体的な法定外目的税の導入が地方公共団体において進められているところであり、産業廃棄物行政の分野においても、三重県を始め、中国3県（鳥取県、岡山県、広島県）、北九州市、北東北3県（青森県、岩手県、秋田県）、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県で、産業廃棄物に係る法定外目的税の条例が制定されている。
- このような状況を踏まえ、また、平成14年11月22日の中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会意見具申の中で、地方公共団体における住民同意を求める行政指導や流入規制となる行政指導の考え方を転換し、優良な産業廃棄物処理業が地域に貢献するビジネスとして成立・成長できるようにするなどの一つ的手段として、税という手法については、さらに詳細に検討する場を別途設けることが必要であるとされた。これを受けて、本年1月に本検討会が設置され、産業廃棄物に係る法定外目的税を導入した地方公共団体からのヒアリング等を行い、その意見も踏まえて検討が進められてきた。
- 約半年（合計7回）にわたる検討を行った結果、今般、産業廃棄物政策において税という手法を用いることについて整理すべき論点を中心に、中間的なとりまとめを行うこととした。なお、本検討会は産業廃棄物行政の観点から税という手法の意義、効果、課題等について検討を行う場であって、税制度そのものの詳細を議論する場ではないが、検討に当たっては、公平・中立・簡素といった税の原則についても必要に応じて留意した。この中間的なとりまとめが、都道府県等において産業廃棄物に係る税の検討を行う際の参考となるとともに、関係者の理解や議論を深める一助となることを期待したい。

2 産業廃棄物に係る税の基本的な考え方について

(1) 産業廃棄物に係る税の目的

- 本検討会においてヒアリングを行った三重県、鳥取県、北九州市、岩手県及び滋賀県からの説明によれば、産業廃棄物行政の観点から見た税導入の背景や税の目的は、おおよそ次のとおりである。

[三重県]

- ・ 最終処分場のひっ迫を一つの要因として不法投棄などの不適正処理が増加し、その結果産業廃棄物処理に対する住民の不信感が増大し、新たな産業廃棄物処理施設設置が困難になるという悪循環が生じていた。
- ・ 関西圏、中京圏という大都市圏に挟まれた地理的状况にあり不法投棄が多発しやすい中で、このような悪循環を断ち切るためには従来の枠を超えた事業（施策）を展開することが必要であった。
- ・ そのための新たな財源を確保することを目的として産業廃棄物に係る税が導入された。
- ・ 税収は、発生抑制など排出事業者等の取組を支援する事業及び県民の産業廃棄物処理に対する信頼を回復し最終処分場の確保の円滑化を図る事業に充てている。

[鳥取県]

- ・ 管理型最終処分場からの汚泥流出事故をきっかけに住民の反対運動が強まり、最終処分場の整備が困難になった。
- ・ 県は、情報公開や監視員制度の導入など一定の要件を満たした産業廃棄物処理施設に対して認定を行い、周辺整備に要する費用を交付することとしたが、その支援措置に対して設置者に何らかの負担を求める制度の検討を始めたことが、税の検討を始める一つのきっかけであった。
- ・ 検討の結果、産業廃棄物処理施設の設置を促進するための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てることを目的として産業廃棄物に係る税が導入された。
- ・ 税収は、その全額を基金に積み立て、そこから産業廃棄物処理施設の設置を促進するための施策や事業者及び産業廃棄物処理業者等によるリサイクルを促進するための施策に充てている。

[北九州市]

- ・ 北九州市は、工業都市として発展する過程で、民間や公共関与による産業廃棄物の最終処分場が安定的に確保されたことにより、中間処理業者が更に増加し、処理技術の蓄積や処理・処分料金の低廉さ等もあいまって、市外からの産業廃棄物を大量に受け入れ、市外には比較的少量の産業廃棄物を搬出しているという構造にある。
- ・ こうした構造の下、北九州市の企業活動の円滑な発展を促していくためには、静脈産業発展の基盤である最終処分場の確保は不可欠であった。
- ・ 一義的には各種の環境施策を実施するための持続的で安定的な財源確保を目的としている。
- ・ 税収は、基本的に廃棄物の適正処理、まちづくりの関係、リサイクル・資源化技術に対する研究開発の支援事業、新しい環境産業の創造のための施策に充て

る。

[岩手県]

- ・ 循環型地域社会を実現するに当たっての制度の整備や、我が国最大級の不法投棄事件を教訓にした不法投棄の未然防止のための法制度の整備が必要とされていた。
- ・ その一環として、産業廃棄物の発生抑制、リサイクル推進その他適正な処分に係る施設に要する費用に充てることを目的として産業廃棄物に係る税を導入する。
- ・ 税収は、企業内ゼロエミッションや、企業団地などでのゼロエミッションなどの環境産業を育成するための施策への補助に充てる。

[滋賀県]

- ・ 循環型社会の推進を図るため、廃棄物処理計画において資源化されない廃棄物の排出量と最終処分量に係る目標を設定した。
- ・ この目標を達成するための施策のひとつとして、産業廃棄物の発生抑制、再生利用、その他適正な処理に係る経費に充てることを目的として産業廃棄物に係る税を導入する。
- ・ 税収は、循環型社会推進のための産業廃棄物減量の推進、資源化施設等の整備推進、産業廃棄物処理情報の共有化の推進、及び不法投棄のない社会構築の推進のための施策に充てる。

○ 以上の地方公共団体における産業廃棄物に係る税の導入経緯を踏まえると、産業廃棄物に係る法定外税導入の背景、税の目的は次のとおり整理できる。

○ 産業廃棄物行政を担当する都道府県等は、これまで産業廃棄物の適正処理を確保するため、廃棄物処理法、条例等に基づく規制措置、公共関与による処理施設の整備促進、PRや普及啓発等の施策を総合的に実施してきた。しかしながら、不法投棄の多発等を背景として、産業廃棄物に対する住民の不信感、不安感は依然として極めて高く、適正処理を確保するための監視等の行政事務に加え、排出抑制、再生利用等の減量化促進策、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が不可欠となっている。特に産業廃棄物の流入が多い都道府県等においては、より深刻な状況にある。

これまで税を導入した地方公共団体においては、既存の政策手法と組合せて減量化を推進するとともに、財政状況が極めて厳しい中で施策の充実強化のために必要となる新たな財源を確保するため、産業廃棄物に係る税が導入されたものである。

○ このように、既存の政策手法だけでは必ずしも十分に対応できない行政課題に対し、税という手法を組み合わせるにより、より効率的・効果的に政策目標を実現し得る状況にある場合には、地域の産業廃棄物政策全体において税の導入は妥当であると評価されるものになると考える。

税収を充てて充実強化する施策は、地域の状況に応じ多様なものが考えられるが、

適正処理確保のための監視強化、排出抑制、再使用、再生利用等の減量化を目的とする排出事業者等の取組促進、処理施設の整備促進や運営の円滑化、処理業者の優良化等が基本的なものとして考えられる。

- ここで、産業廃棄物行政においては、排出抑制等の減量化が最も重要な政策目標であることから、排出事業者を納税義務者とするという課税の方式を採用することを含め、税を導入する場合には、これに減量化の促進を期待することは自然な道筋ではある。
- 税の価格インセンティブ効果については、個別の排出事業者ごとにその働く水準が異なり、一概には評価が困難ではあるものの、現在導入されている税の場合、価格インセンティブ効果による減量化を主目的として税率が設定されているとは考えにくい。むしろ税の主目的は施策の充実強化のための財源確保に置かれており、減量化は、いわば税収を活用して充実強化する施策で達成しようとする間接的な目的であると考えられる。もし仮に、価格インセンティブ効果による減量化を税の主目的とするならば、税率に応じた減量化の効果を予め詳細に解析した上で導入の是非を検討することが必要である。

(2) 課税の根拠となる考え方の整理

- 産業廃棄物に係る法定外目的税の法的な根拠は地方税法にあるが、法的根拠とは別に、なぜ産業廃棄物処理に課税するのかということの根拠となる考え方を明確にすることは、背景、目的と同様に、税について広く関係者が考える際の出発点ともなる重要なポイントである。
- 産業廃棄物処理に課税する根拠となる考え方は、地方公共団体の説明を斟酌すると次のように整理できる。

既に課税の背景として述べたように、都道府県等では、適正処理を確保するための監視等の行政事務や、減量化促進、処理施設の整備促進や運営の円滑化など様々な施策の充実強化が強く求められており、これらを実施しようとする都道府県等の財政負担は著しく増大することとなる。

他方、排出事業者や処理業者にとっては、これら都道府県等の施策が充実強化され、その効果が現れれば、産業廃棄物を処分できる場所をより容易に確保できるなど、円滑に産業廃棄物を処理することができるようになる。排出事業者や処理業者はすでに事業税等別途の税負担をしており、処理料金も支払ってはいるものの、都道府県等においては、厳しい財政状況の中で施策強化のための財政需要が著しく増大している現状にかんがみ、その一部については、処分される場所が確保されることによって受益する者が公平に負担すべきではないかという考え方が出てくる。

- このように、施策強化に必要な財源を確保するため排出事業者や処理業者に対して課税するという考え方は、その税収を用いて、適正処理の確保、処理施設の整備促進や運営の円滑化、事業者による減量化の促進等の施策が充実強化されることにより応

益性が明らかになってくれば、一定の妥当性を有するものとして関係者の幅広い理解を得られるようになると考えられる。特に、税収の使途が、公共関与の処理施設の整備、処理施設周辺的环境影響監視、周辺住民とのリスクコミュニケーションなど処理施設の円滑な確保や運営に密接に関連し、かつ、その使途の透明性が確保されたものである場合、応益性がより明確になり、排出事業者や処理業者にとっては受け入れやすいものとなる。また、このような課税の根拠となる考え方を踏まえれば、施策を実施するための財源とする目的税である方が導入に当たって理解が得られやすいと考えられる。

(3) 産業廃棄物に係る税の効果と影響

- 産業廃棄物処理への課税分が転嫁され、処理料金が増額することによる直接的な効果と、税収を減量化施策に充てることにより排出抑制、再使用、再生利用等が促進される間接的な減量化効果が期待される。

その一方で、上記のような「好ましい課税回避行動」の他に、不法投棄の増加や課税されない区域への産業廃棄物の集中による生活環境の悪化といった「好ましくない課税回避行動」が起こる可能性も考えられる。

こうした、税の効果と影響に関する考え方は次のように整理できる。

- 処理料金に課税分が上乗せされることによって、減量化効果が得られるかどうかは、課税分と、排出抑制、再生利用等を付加的に行う場合のコストの増加分との比較によると考えられ、一般に排出抑制等によるコスト増が課税分を上回る場合には、減量化効果が得られるとは考え難い。

この点、現在導入されている法定外目的税の場合、いずれも、産業廃棄物の種類によらず、トン当たり千円の税率で課税されているが、排出抑制等によるコスト増との比較を行って税率が設定されている訳ではない。

また、処理料金の上昇傾向や、リサイクル技術の開発、建設リサイクル法によるリサイクルの義務化等の他の要因もあり、価格インセンティブ効果のみによる減量化効果を分離して評価することは元来困難であると考えられる。現在導入されている税の主目的が施策の充実強化のための財源確保にあることを踏まえると、税の効果の分析・評価は、税収により施策がどのように充実強化され、その結果どのような効果が得られたかが中心となるものと考えられる。

- 「好ましくない課税回避行動」が現れるかどうかについては、処分先を課税されていない区域に変更することによるコスト増が課税分よりも小さければ、処分先が振り替わるという影響が現れると考えられる。最悪の場合、不法投棄等の不適正処理が増加する事態も懸念される。

税を導入した県が予め行った影響予測では、このような処分先の振り替えは考え難いとしているが、導入後の実績は未だ明らかにされていない。既に税の徴収が始められている地方自治体はわずかであり、導入後の日も浅いため、十分なデータを得るこ

とは困難であると考えられるが、税を導入した地方公共団体と環境省が協力して、課税による効果と影響について可能な限り実証的なデータを収集、解析し、その結果を本検討会における検討に活用していく必要があると考えられる。

また、全国的に導入が進めば、課税の影響により産業廃棄物が海外に流出する可能性も考えられることから、環境省において、こうした影響の有無について予測を含め分析することも必要であると考えられる。

(4) 目的や方式を統一的にするという考え方について

- 産業廃棄物に係る税について、納税する立場にある排出事業者や処理業者からは、目的や方式を統一的にすることが適切であるという意見がある。他方、税という手段を用いるかどうかは、地域の状況に応じて、地方公共団体ごとに多様な対応が想定されるため、この点を十分分析する必要があるという意見がある。
- このため、今後、産業廃棄物に係る税に関して、全国的に一律の制度とした方が良いのか、それとも地方公共団体の自主性に委ねていく方が良いのか、また地方公共団体の自主性に委ねるとしたとき、ある程度の標準や地方公共団体間の調整を行う際の指針となる考え方があった方がよいのかどうか、などについて、産業廃棄物の円滑な処理を全国的に実現していくという観点に立って、本検討会においてさらに議論していく必要がある。

(5) 不法投棄対策との関係について

- 産業廃棄物に係る税を検討するに当たっては、不法投棄等の不適正処理との関係についても論点になる。不法投棄された産業廃棄物は、不法投棄の行為者、関与者、不法投棄された産業廃棄物の排出事業者等の原因者の責任で原状回復されるべきものであるが、原因者不明や資力不足の場合には、都道府県が原状回復を行わざるを得なくなる。

こうした都道府県による原状回復に要する資金の支援制度として、平成9年の廃棄物処理法改正により産業廃棄物適正処理推進センター制度が創設され、平成10年6月以降の不法投棄を対象とする国と産業界で造成した基金による支援の仕組みが出来上がっている。また、平成10年6月以前の不法投棄については、国が都道府県を時限法に基づき財政支援する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が平成15年6月に制定されている。

このように、原因者不明や資力不足により、都道府県が原状回復を行わざるを得ない場合には、都道府県の負担を含め公費や産業界から基金に拠出された資金によって原状回復費用が賄われることになる。

- このとき、都道府県の負担する費用には現在一般財源が充てられているところであるが、産業廃棄物に係る税の税収の一部をこれに充てるという考え方がある。一方、処理施設への搬入に着目して課税する制度では不法投棄の原因者には課税できないことから、不法投棄とは関係がない納税者から徴収された税収が充てられることは適

当でないという指摘があり、これに対しては、不法投棄の原因者に対して、本来納税すべきであった額又はそれ以上の額を求償するための方策も検討する必要があると考えられる。

3 課税の対象や税率の設定の在り方と産業廃棄物処理に及ぼす影響

- 現在導入されている産業廃棄物に係る法定外目的税では、中間処理施設と最終処分場への搬入を課税の対象とする場合や、最終処分場での処分を課税の対象とする場合などがある。発生から最終処分までの一連の過程の中で、どの段階で、誰に課税すると、産業廃棄物の発生や処理にどのような効果と影響があるか、また、多量排出事業者に限って課税することや、処理プロセス段階で税率を変えることが、産業廃棄物処理にどのような効果と影響があるかを分析し、課税の対象の在り方について検討を進めることが重要である。この際、減容化、リサイクル等中間処理の多様な役割と政策的な誘導の在り方を踏まえる必要がある。

また、一部の者の負担が過度になったり、税負担を逃れるいわゆるフリーライダーが生じたりしないか、という点も考慮する必要がある。

- また、産業廃棄物の種類によって処理の方法や処理費用に相当の違いがあるにもかかわらず、現在導入されている税ではおしなべて税率を1トン当たり千円としている。現在の税率、さらには将来この税率が増大した場合、産業廃棄物の処理にどのような効果と影響をもたらすのかを分析し、産業廃棄物政策の観点から評価することも必要である。
- 産業廃棄物処理の市場では最終処分場がひっ迫していることを背景に最終処分業者の方が中間処理業者よりも優位に立っており、最終処分業者は中間処理業者に対して処分料金に課税分を上乗せすることはできるが、中間処理業者はそれを排出事業者に転嫁しにくいという見方がある。このため最終処分業者と排出事業者の狭間にある中間処理業者が課税による上乗せ分を負担せざるを得なくなれば、中間処理業者にダメージを与え、かえってリサイクルや減量化の足かせになるのではないかという意見がある。このため、上記のような分析をするに当たっては、特に中間処理に与える影響を念頭におくことが重要である。

4 税の導入に伴う新たな施策体系への移行の必要性

- 上記の中間処理業者の例にもあるように、税を市場原理に従って適正に転嫁することが困難な状況の下では、現実的には税負担が限られた一部の者に偏り、当初意図した政策効果を十分に達成できないことになるのではないかという意見がある。市場原理に従った消費者への転嫁とは、排出事業者が納税義務者となる場合は、商品価格に上乗せすることで税を消費者に転嫁し、処分業者が納税義務者となる場合についても、処理代金に上乗せすることで排出事業者に転嫁し、さらにその排出事業者は商品価格

に上乘せすることで最終的に消費者に転嫁していくということである。これを市場で実現するため、処理業者の優良化はもとより、産業廃棄物処理の市場全体を循環型社会にふさわしい健全で透明なものに転換するための施策を強化していく必要がある。

- 都道府県等において、処理施設設置に当たって周辺住民の同意を要件としたり、区域外からの産業廃棄物の流入を抑制したりするような施策を実施していることがある。このような施策は、産業廃棄物の円滑な処理を阻害するので、税を導入して産業廃棄物が円滑に処理されるように施策の充実を図る以上、これらの施策は変更していくべきという意見がある。

一方、最終処分場、中間処理施設を含めて、迷惑施設だという考え方があるのは事実であるが、都道府県等としても、処理施設が必要なことは十分認識しており、その確保については、公共関与による整備促進も含め将来を見通した対応を行っているという指摘がある。

- 住民同意や流入規制などの行政指導は、産業廃棄物の円滑な処理に悪影響を及ぼしかねないため、新たに税を徴収し、排出事業者や処理業者に負担を求めて健全な産業廃棄物処理の市場や新たな施策体系を構築していく以上、それに反する流入規制となる行政指導など適正な最終処分や中間処理を阻害するような措置については、見直していくことが必要であると考えられる。また、税が新たな形態の流入規制として運用されることがないよう、十分に注意する必要がある。

5 今後の検討に当たって

- 本中間取りまとめにおいては、産業廃棄物に係る税の基本的な考え方のうち、主として税の目的や根拠となる考え方について可能な限り意見の集約を図るとともに、その他の主要な事項について論点を提示した。この中で、特に税の妥当性や応益性等に関する議論をさらに深めるためには、税収の具体的な使途や、その効果や影響について、実証的な分析が必要とされた。このため、今後、最終取りまとめに向けて、既に税を導入した地方公共団体や、納税者の立場にある排出事業者や処理業者の協力も得つつ、可能な限り実証的なデータに基づく分析を行い、産業廃棄物行政の立場から、税の考え方や在り方について議論を進めていくこととする。
- 本検討会では、これまで産業廃棄物行政の政策手段としての税の在り方について検討してきた。しかし、現在導入されている税の主目的である施策の充実強化のための新たな財源確保という点を考えると、税という手法以外にも課徴金、分担金、補助金など様々な選択肢があり得る。税を検討するに当たっては、そうした政策目的を達成するためにどの手法が最も合理的かつ現実的か、税以外の手法を選択し得るかどうかなどについて比較検討しておくことが必要である。

各県市の産業廃棄物に係る税条例の概要

地方公共 団体名	三重県・滋賀県	鳥取県・岡山県・広島県 青森県・岩手県・秋田県 奈良県・山口県・新潟県	北九州市
概略図	<pre> graph TD A[排出事業者] --> B[課税] A --> C[課税] A --> D[納税義務者] B --> E[中間処理業者] C --> E D --> E E --> F[最終処分業者] </pre>	<pre> graph TD A[排出事業者] --> B[納税義務者] B --> C[中間処理業者] C --> D[納税義務者] C --> E[最終処分業者] D --> E E --> F[特別徴収義務者] </pre>	<pre> graph TD A[排出事業者] --> B[中間処理業者] B --> C[最終処分業者] C --> D[課税] C --> E[納税義務者] </pre>
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分業者及び自家処分事業者

産業廃棄物税（法定外目的税）の導入・検討状況

(平成15年7月11日現在)

団体名等	課税目的	納税義務者	課税対象
三重県 産業廃棄物税 H14.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者（年間1000トン以上） （申告納付による）	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
鳥取県 産業廃棄物処分場税 H15.4 施行	産業廃棄物処理施設の設置促進のための施策及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
岡山県 産業廃棄物処理税 H15.4 施行	産業廃棄物の発生抑制、リサイクルの促進、最終処分量の減量化を図り、税収を産業廃棄物対策に充てるため		
広島県 産業廃棄物埋立税 H15.4 施行	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他適正な処理に要する費用に充てるため		
北九州市 環境未来税 H15.10 施行予定	環境未来都市の建設を目指し、廃棄物の適正な処理の推進、リサイクル関連事業の支援等の環境施策に要する費用に充てるため	市内の産業廃棄物の最終処分業者及び市内の自社処分企業 （申告納付による）	市内の最終処分場で処分する産業廃棄物（1トン千円。当初3年間は500円）
岩手県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
青森県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		
秋田県 産業廃棄物税 H16.1 施行予定	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用に充てるため		

滋賀県 産業廃棄物税 H15.3 条例成立	資源循環型社会の構築に向けて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用その他適正な処理に係る経費に充てるため	排出事業者（年間500トン以下の事業者除く。県外の中間処理業者を含む。） （申告納付による）	県内の中間処理施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
奈良県 産業廃棄物税 H15.3 条例成立	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
山口県 産業廃棄物税 H15.7 条例成立	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）
新潟県 産業廃棄物税 H15.7 条例成立	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用に充てるため	排出事業者 又は中間処理業者 （県内の最終処分業者からの特別徴収による）	県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物 （1トン千円）

- 北海道は、条例案を平成14年11月議会に上程、継続審議となったが、15年3月の議会で否決廃案。
- 福岡県の資源循環促進税制を考える専門家会議は、焼却施設と最終処分場への搬入に課税する仕組みを提示。県は、九州の各県に共同での導入を呼びかけている。
- 東京都は、平成13年首都圏の七都県市首脳会議に、産業廃棄物税の一斉導入を提案。
- 四国4県が、産廃税研究会を設置して共同で検討中。四国知事会議は導入時期で足並みをそろえることで一致。
- このほか、宮城県、福島県、京都府、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県において検討中。